

浜岡原発耐震不正事件 が明らかにしたこと

**FOEJAPAN 緊急ウェビナー
中部電力浜岡原発、地震動
データ改ざんで問われるもの**

2026年10月1日

**脱原発弁護団全国連絡会
共同代表 海渡雄一**

正義の女神「デミス」の持つ、剣は「力」、天秤は「公正」、その目隠しは前に立つ者の顔を見ない、すなわち、法は貧富や権力の有無に関わらず、万人に等しく適用されるという「平等」の理念を表している。



**第1 福島原発事故の発生を食
い止められたかもしれない機会
2007/10/26静岡地裁判決**

2007/10/26
浜岡原発訴訟
静岡地裁敗訴判決
—原告が提起した耐震安全性への疑問—



裁判所は二度にわたる検証、石橋克彦氏、田中三彦氏の証言を実施した。我々は勝訴を確信していた。

メディアは裁判所上空にヘリを飛ばし、特番まで組んだが、我々はこの決定的に重要な訴訟に負けた。

2002年に提起された、浜岡原発訴訟が提起した耐震安全性への疑問

- 想定東海地震時に停止できるか
- 制御棒の挿入に失敗したときは炉の暴走が起きる可能性がある
- 配管・機器の健全性は保たれるか
- 地震による共通原因故障によって、配管の複数同時破断、非常用電源の複数起動失敗は起こりうるか

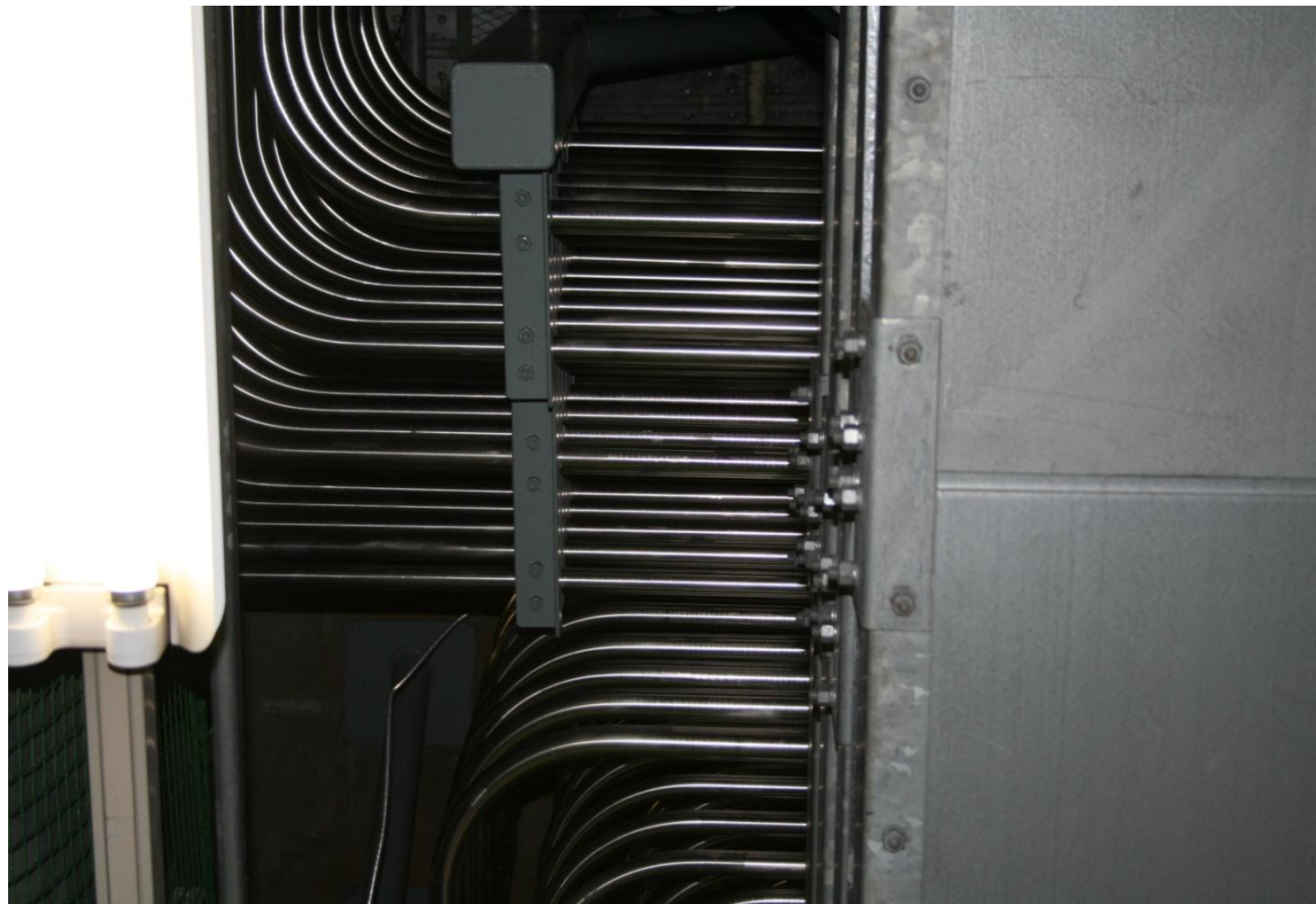
浜岡原発4号炉
の圧力容器下のペ
デスタル（原子炉
圧力容器の台座）
内部



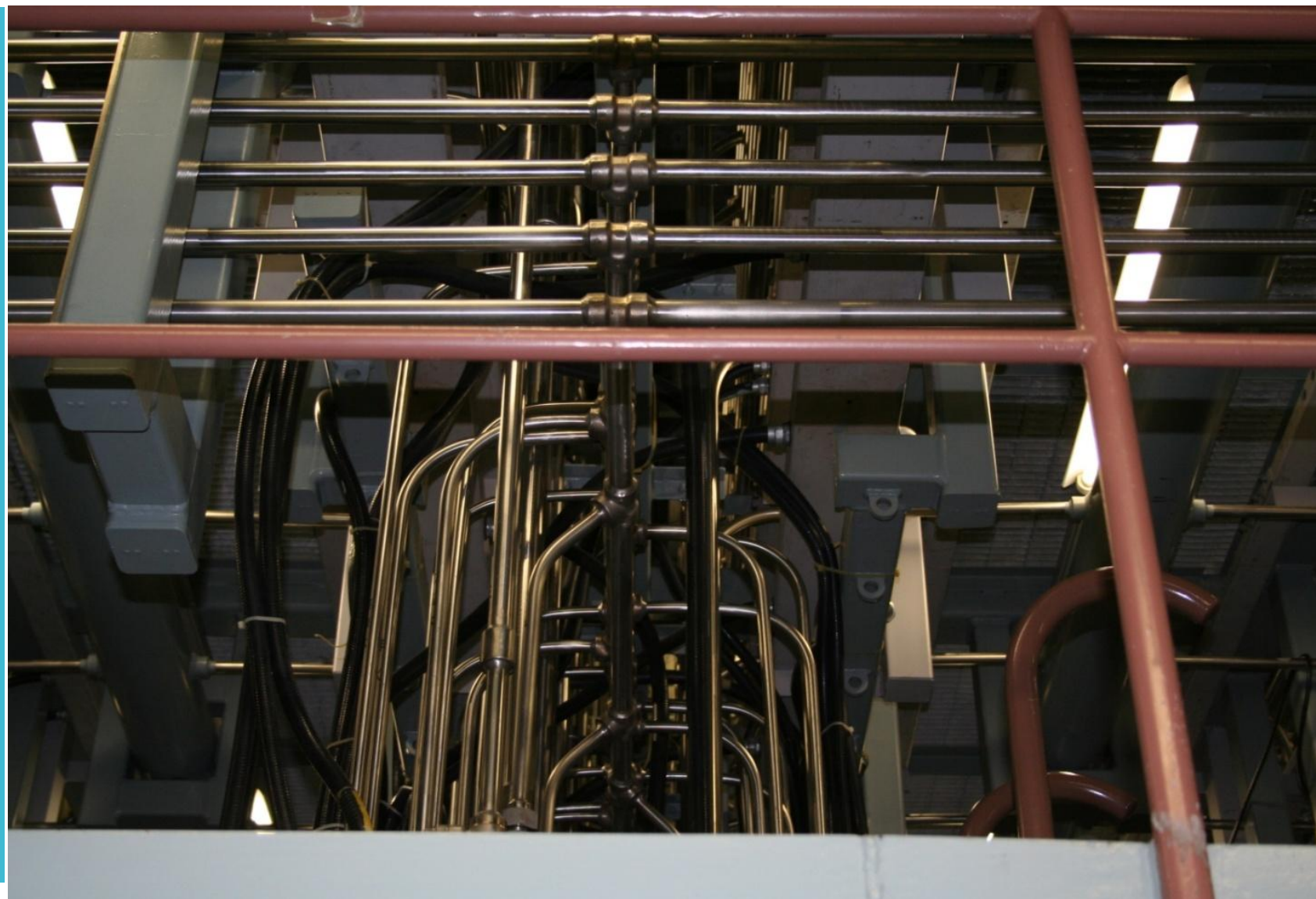
ペデスタル内で
圧力容器を
見上げた光景
(浜岡2号炉)



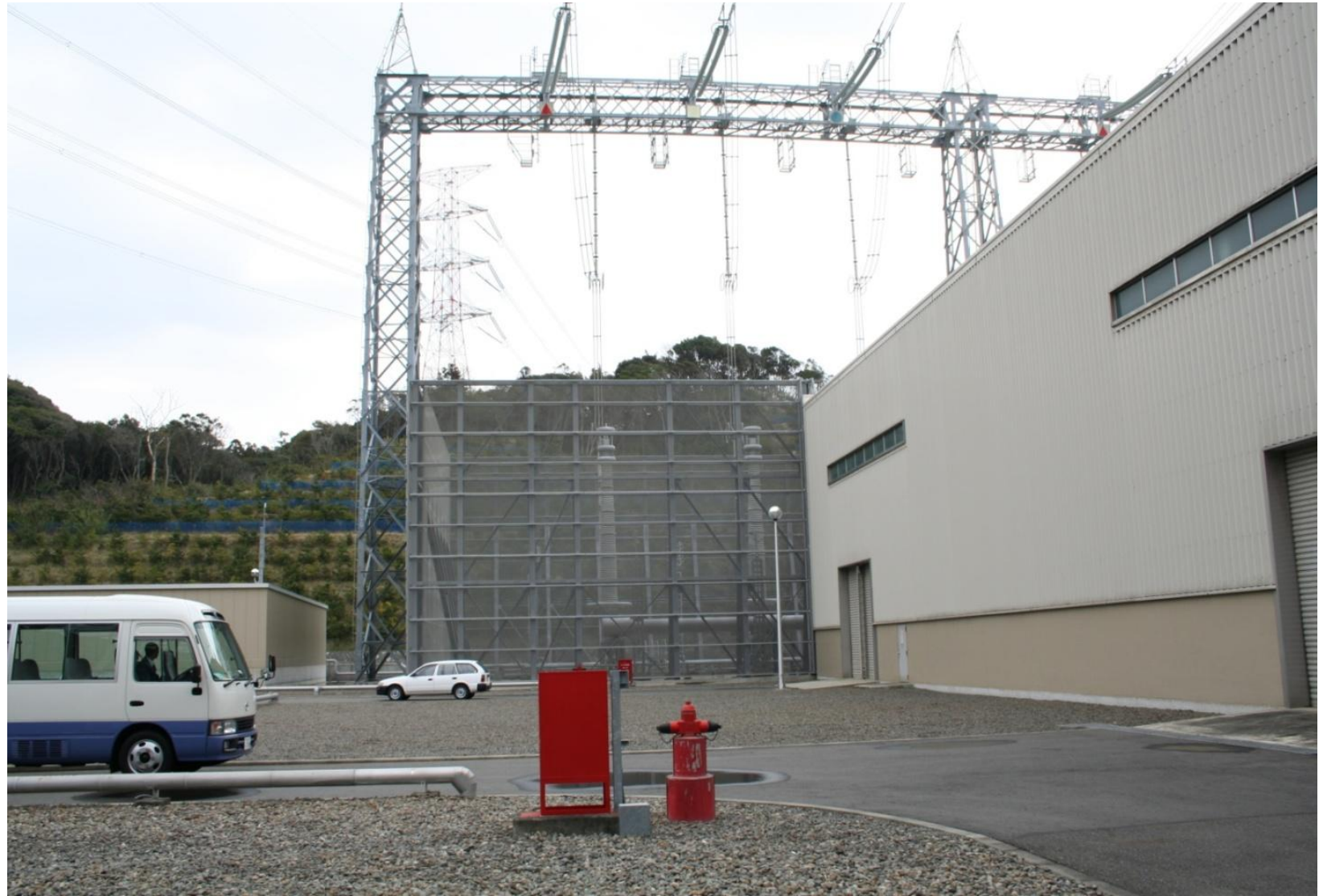
制御棒駆動系
水压系配管
(浜岡4号
炉)



制御棒駆動系水
圧系配管と
緊急停止信号系
ケーブル（浜岡4
号炉）



外部電源の脆弱性（4号炉）



非常用ディーゼル 発電機（4号 炉）



軽油タンク



軽油タンクから
ディーゼル発電機
までの送油管



非常用ディーゼル発電機室内の送油管



地震による複数同時故障を否定した判決

- **耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障することはおよそ考えられない**
- **原告らが主張するような複数の再循環配管破断の同時発生、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない**

抽象的な可能性
の域を出ない巨大地震を国の施策
上むやみに考慮することは避けなければならない

- 「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証が一応なされたことを認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」
- リスクとしての範囲に止まるもので、これに対しては、本件原子炉施設に関する基準地震動の設定その他における安全余裕によって対処できるものと判断される。



判決の誤りは自然が証明するだろう

- 2007年10月26日浜岡原発訴訟判決の日に静岡地裁前で石橋克彦氏は「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」と述べた。福島原発事故はこの予言の現実化であった。
- 浜岡訴訟で勝利できていれば、全国的に原発の地震・津波対策が強化され、今回の福島における悲劇を未然に防止できた可能性がある。
- 司法はこの経験を深刻に反省しなければならない。

第2 中越沖地震が明らかにした、原発設計基準地震動の過少評価

二つの最高裁判決が招いた 司法の判断放棄こそが福島 原発事故を招き寄せた司法 の原罪である

- 2005年のもんじゅ最高裁判決は高裁判決の専権である事実認定さえ書き換え、原告勝訴判決を理解困難な論理によって覆した。
- 2009年柏崎最高裁判決は安全審査の想定をはるかに超える中越沖地震による柏崎原発の3000力所もの同時故障の発生を高裁審理終了後のことがらだとして無視した。
- この二つの最高裁判決の誤りこそが、一人一人の裁判官を萎縮させ、司法の判断放棄を招き、福島原発事故の発生を食い止めることができなかった、司法の現在である。

中越沖地震の 警告を受け止 められなかった 東京電力と最 高裁

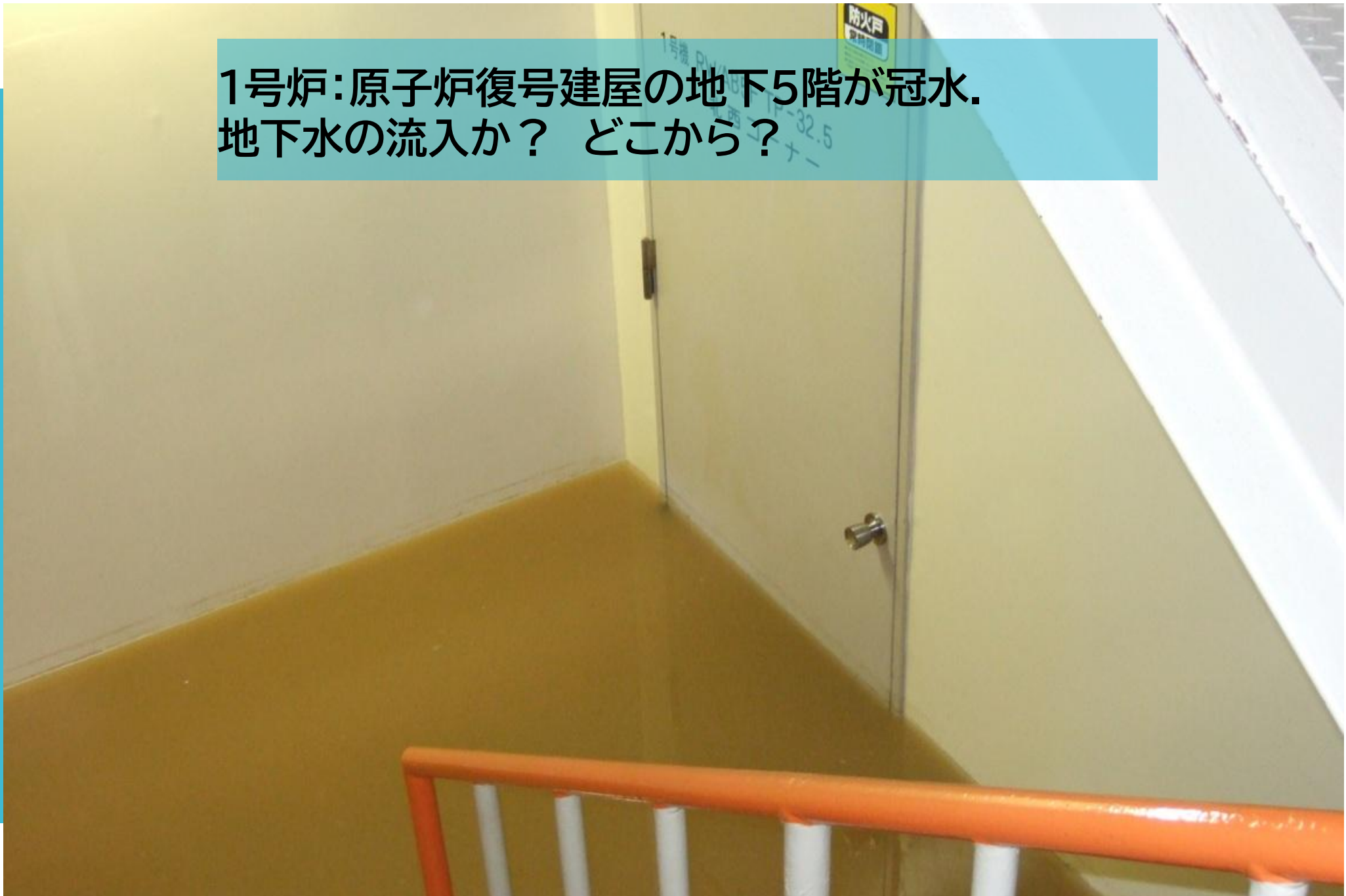


耐震設計レベルの違う設備が地震によって沈下の度合いが異なるため、変圧器から油漏れを引き起こし、火災に至った。

核燃料運搬用の
クレーンの
継ぎ手が地震
動によって破
壊された。



1号炉:原子炉復号建屋の地下5階が冠水.
地下水の流入か? どこから?



2号機のター
ビン建屋と周
辺の路面
地面が大きく
陥没し、建屋
は岩盤にある
ため沈下してい
ないという
が……



1号炉：原子炉建屋とタービン建屋のあいだに大きな落差が生じている。耐震レベルの違いによって沈下の度合いが異なっている。



1号炉：タービン ン複合建屋の 地下



1号炉：タービン複合建屋の水没前の状況
建屋外から水が建屋内に侵入している。



中越沖地震の 教訓を活かせ なかった、東京 電力・吉田所 長

- 福島原発事故は中越沖地震の際の柏崎原発の被災を重く受け止めて、対策を講ずることができていれば、未然に防止できた可能性がある。
- 冷温停止に14時間がかかった、この現象は福島第1原発で起きた悲劇の序章であった。
- 福島第1の吉田所長は、この中越沖の経験を「原発は地震に強い」と考え、教訓化しなかった(政府事故調・吉田調書)
- このような軽信こそが福島原発事故を招き寄せたもう一つの要因である。

東電株主代表 訴訟において、 原告が証拠提出した 2007/12/16 東電御前会議 (中越沖地震対 応会議)資料

新潟県中越沖地震の耐震バックチェックへの反映について

平成19年12月16日
原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター



東京電力

社内関係者限り
この資料には当社の知的財産が含まれて
います。取扱は十分注意願います。

I. 中越沖地震の耐震バックチェックへの反映

■ 耐震バックチェックの経過・経緯

- 2006年9月「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂
→原子力安全・保安院より改訂指針に基づく耐震バックチェックの指示
- 2006年10月各電力より耐震バックチェックの計画案提出
(概ね2～3年を目途)
- 2007年7月新潟県中越沖地震発生
経済産業大臣より電力各社へ耐震バックチェックの早期完了要請
→2007年8月 各電力の耐震バックチェック計画の見直し
→2007年9月20日 KK基礎版上の応答に基づく概略評価の提出
→2007年12月末に国からの指示文書(耐震バックチェックへの
中越沖地震の知見反映)発出予定
→2008年3月に各社耐震バックチェックの中間報告を実施



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

1

資料3

II. 耐震バックチェックの工程

■ 工程表

項目		H19年度		H20年度		H21年度	
		10～12月	1～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
国		指示文書発出 ▼12月末					
当 社	福島第一	地質調査		中間報告 ▼3月		国へ報告 ▼6月	
		耐震安全性評価					
	福島第二	地質調査		中間報告 ▼3月		国へ報告 ▼3月	
		耐震安全性評価					
	電力各社	地質調査		中間報告 ▼3月	最速プラント* ▼10月	最終プラント ▼12月	
		耐震安全性評価					
* 浜岡3/4は平成18年度に提出済							



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

2

III-1. 学識経験者の意見

■ 学識経験者の意見の共通点

- 現状ではK-1基礎版上の記録(680Gal)を用いた耐震バックチェックを行う考えが多勢

■ 耐震小委合同WG(12/5) 嶺南教授の発言までの経緯

- 学識経験者は「全国のサイトの耐震バックチェックにK-1のはざ取り波を展開すべし」との意見が多勢



当社から全国展開を行う場合の懸念される影響をご説明
学識経験者間で意見交換を実施し対応策を協議

- 「全国のサイトの耐震バックチェックにK-1の基礎版上の観測記録(680Gal)を展開すべし」との意見に移行



全国展開を行う場合の懸念される影響を再度ご説明

- 「基礎版上で計測された地震観測記録は、その記録の重要性から、**何らかの形で**、直接的に、他の原子力発電所等の耐震安全評価に反映されるべきである」と嶺南教授が発言(12/5合同WG)

繰り返しの説明により、意見が緩和



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

3

纈纈発言「すべての原子力施設基礎版で680ガルを想定すべき」との発言の波紋

Ⅲ-2. 学識経験者の意見

■入倉教授（京大名誉教授）

- 今回の地震は「震源を特定できる」地震、しかし「震源を特定できない」地震の地震動レベルにも今回の地震からの反映が必要
- **K-1基礎版上の記録（680Gal）によって耐震バックチェックを行うことは、国民の同意を得るためにやむを得ない**と考える
- 中越沖地震は柏崎刈羽に問題がなかったため、全国の他のプラントでもこの地震動レベルに対して安全であることを説明したい

■翠川教授（東工大）

- 中越沖地震の知見を何らかの形で耐震バックチェックに反映しないと国も許されないと考える
- 基礎版上の記録により耐震バックチェックを行うことには違和感があるが、指針とは別立てというなら理解できる



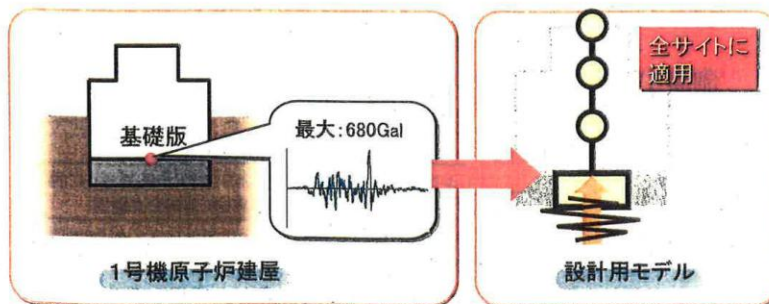
東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

4

Ⅳ. 中越沖地震の耐震バックチェックへの適用方法

■中越沖地震での知見の耐震バックチェックへの反映



原子炉建屋の基礎版部での地震観測記録の中では、1号機で観測された記録が最も大きい



1号機の基礎版で観測された地震動を設計用モデルの基礎版部に入力することにより、全サイトの建屋の耐震性を検証する



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

5

V. 680Galによる耐震バックチェックへの影響

■電事連で集約した現状の見通し

- 当社
 - 福島第一・第二とも600Galバックチェック波の応答とほぼ同等（補強工事費は1000億円程度、工程は5年程度を想定）
- 北陸電力志賀原子力発電所：1 審敗訴→控訴して2審係争中
 - 裁判所より新指針への適合を問われ、耐震バックチェックの報告書を3月中に提出予定
 - 680Galによるチェックが加わると間に合わず、控訴審に大きな影響
- 日本原燃六ヶ所再処理施設：450Galで耐震バックチェック終了
 - 450Galに対してほとんど余裕の無い機器が存在
 - 680Galの入力→レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難
- 各社とも耐震バックチェックを実施中
 - 一部サイトでは耐震裕度向上のための工事をすでに実施済み
 - 680Galによるチェックが加わった場合、バックチェックの終了が1年近く遅れ、工事範囲の拡大等様々な影響が予想される

680Galへの対応は困難が予想される



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

6

Ⅵ. 対応方針

■今後必要な対応策は以下の通り

1. 六ヶ所再処理施設を含むバックチェック対象施設へのインパクトの詳細検討
 - 12/18までに電事連で影響・問題点を集約する予定
 - 福島第一・第二に関しては特に詳細な検討を実施
2. 対応策の検討（次ページに示す）
3. 関係各所との協議を早期に実施
 - 12月末には保安院が「中越沖地震を踏まえた耐震バックチェックへの反映すべき事項」を指示文書として発出予定
 - あまり時間がないため、関係各所と早期の協議が不可欠



東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社

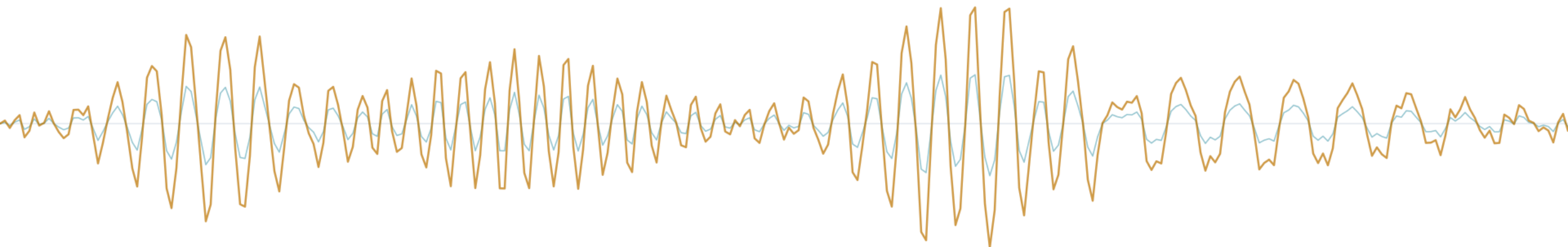
7

8

第3 柏崎原発設計基準地震動の変遷

1977 – 2026

1号機の設置許可から、2007年中越沖地震、2008年の再評価、2017年の新規制基準を経て現在まで。号機ごとの「いつ・何ガルに・なぜ変わったか」を時系列で開設する。



結論 — 4つの転換点

02 / 10

設置許可時の450ガルから、2007年の中越沖地震を経て2,300／1,209ガルへ。以後、基準地震動の変更はない。

01

設置許可時（1977～1991年）

1号機は耐震設計審査指針の制定前でS2の対象外。2～7号機は基準地震動S2＝解放基盤表面450ガル。

02

2007年 新潟県中越沖地震

全号機で設計時の最大応答加速度を超過。1号機は設計273ガルに対し観測680ガル。

03

2008年9月22日 再評価

基準地震動Ssを1～4号機側2,300ガル／5～7号機側1,209ガルへ引上げ。5月の中間報告は2,280／1,156。

04

2017年～現在

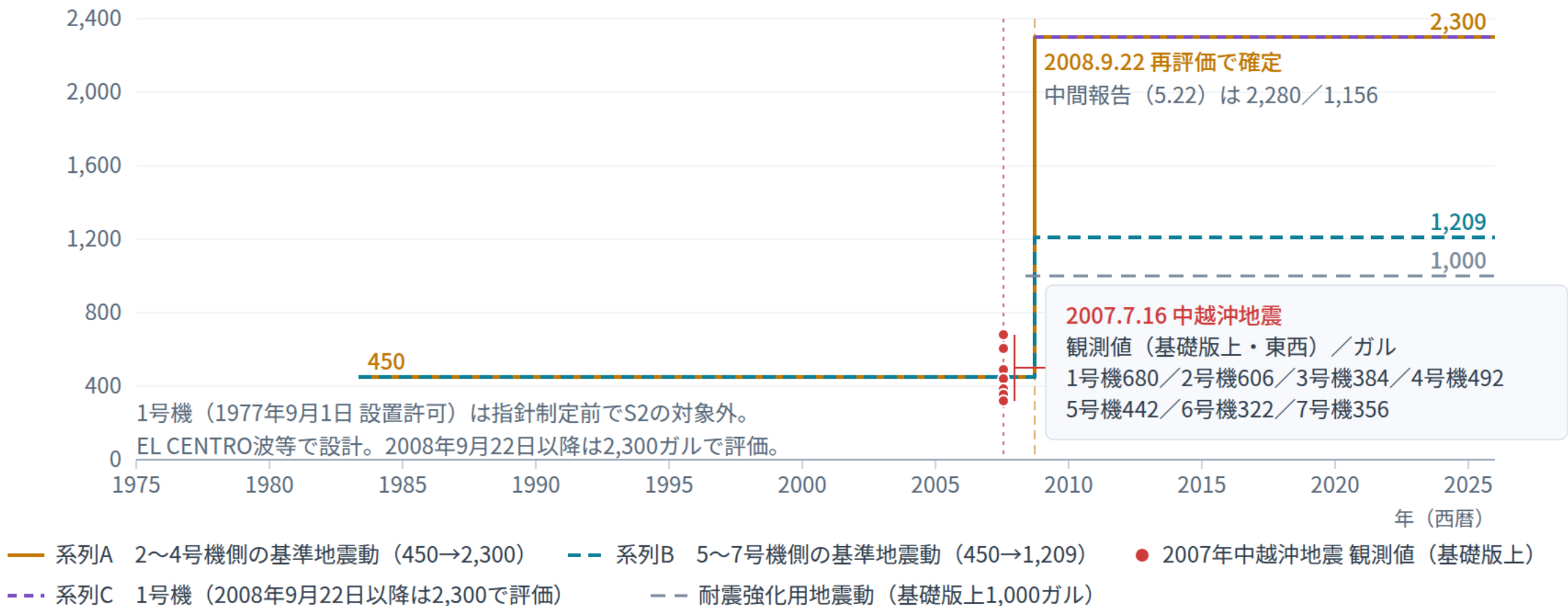
6・7号機が新規制基準で設置変更許可（1,209ガル）。2021年に変更不要を確認、以後変更なし。

設計基準地震動の変遷（1975～2026年）

03 / 10

加速度（ガル）

基準地震動は解放基盤表面の値。段階線は号機グループごとの基準地震動を示す。



出典：新潟県／原子力安全・保安院 2007年9月5日資料／日本原子力技術協会／日刊工業新聞／電気事業連合会／資源エネルギー庁（詳細は「出典一覧」）

設置許可時の設計入力と、設計時の応答値

1号機だけが耐震設計審査指針の制定前に許可され、S1・S2の枠組みの外にあった。2～7号機はS2=450ガルを設計入力とした。

1号機 — 指針制定前

S1・S2の概念がなく、EL CENTRO波等による動的解析で設計。

2～7号機 — S2=450ガル

旧耐震設計審査指針に基づく設計入力。S1=300ガル、S2=450ガル。

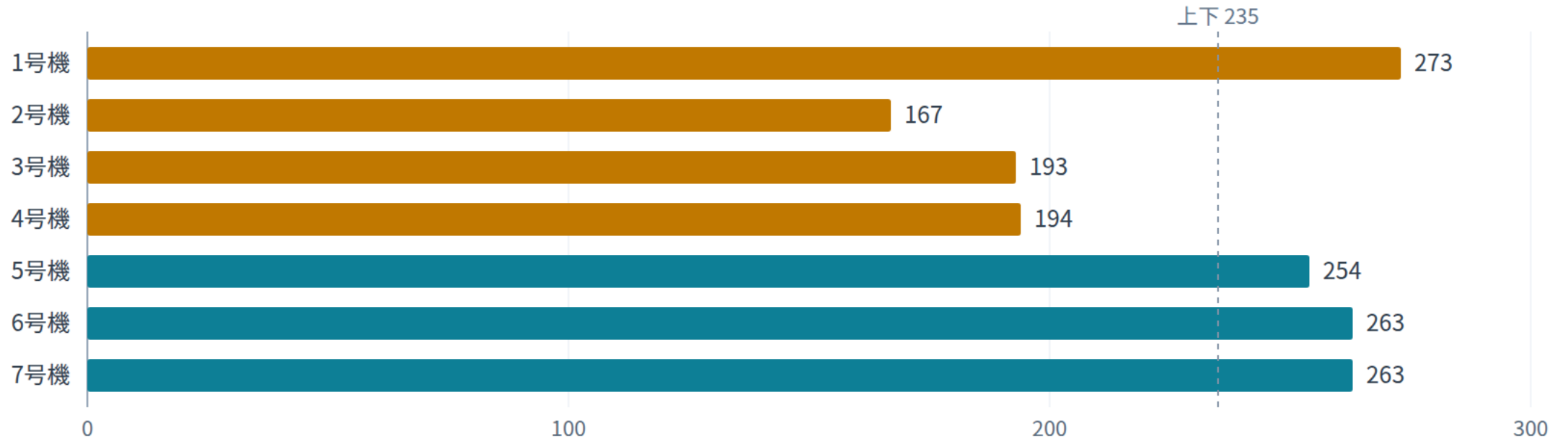
設計時の応答値

基礎版上 最大応答加速度（東西）は167～273ガル。上下は全号機235ガル。

設計時の基礎版上 最大応答加速度（東西・ガル）

■ 荒浜側（1～4号機）

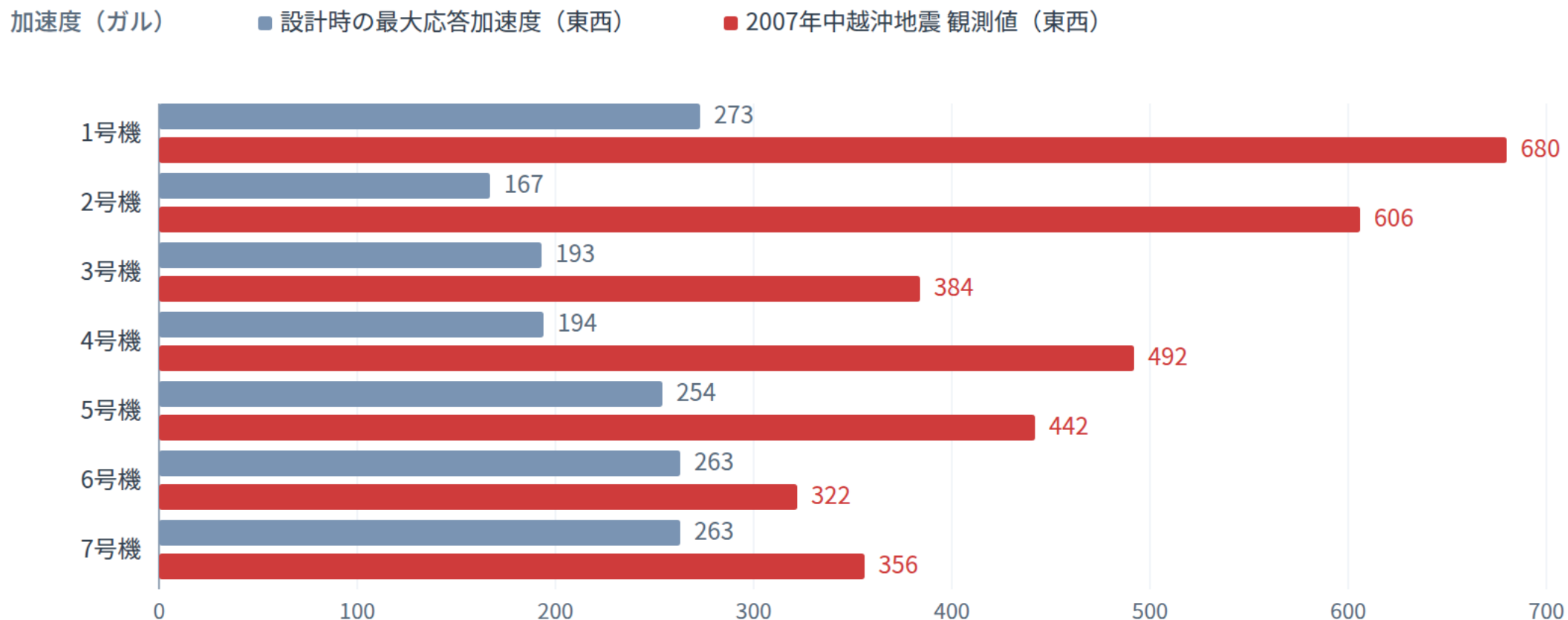
■ 大湊側（5～7号機）



2007年 新潟県中越沖地震 — 設計値と観測値

05 / 10

全号機で設計時の最大応答加速度を上回った。1号機は設計273ガルに対し観測680ガル（約2.5倍）。



出典：原子力安全・保安院 2007年9月5日資料（設計時応答・観測値）／新潟県（号機別数値）。数値は原子炉建屋最下階 基礎版上・東西方向。

2008年 — 中間報告から再評価へ

06 / 10

わずか4か月で2,280→2,300、1,156→1,209へ。根拠は断層モデルの不確かさ評価の見直しだった。

2008年5月22日 中間報告

基準地震動Ss（解放基盤表面）

1～4号機側 2,280／5～7号機側 1,156 ガル

基礎版上 最大応答加速度（1～7号機）

1号機829／2号機739／3号機663／4号機699／5号機543／6号機656／7号機642



2008年9月22日 再評価（最終）

基準地震動Ss（解放基盤表面）

1～4号機側 2,300／5～7号機側 1,209 ガル

基礎版上 最大応答加速度（1～7号機）

1号機845／2号機809／3号機761／4号機704／5号機606／6号機724／7号機738

※ 2008年5月、基礎版上で1,000ガルの「耐震強化用地震動」も設定（1号機の観測680ガルの約1.5倍）。Ssは複数波（Ss-1～Ss-5）で構成される。

なぜ4か月で変わったのか — 断層モデルの見直し

① F-B断層：断層長さを、不確かさを考慮して34km→36kmに変更。

② 長岡平野西縁断層帯：傾斜角を50°→35°に変更し、地震動が大きくなった。

出典：日本原子力技術協会 第18報（再評価値2,300／1,209、F-B断層36km）／新潟県（号機別数値）／原子力安全・保安院

2017年12月27日 — 6・7号機が新規制基準で許可

07 / 10

6・7号機（大湊側）は新規制基準の審査を経て、基準地震動1,209ガルで原子炉設置変更許可。1～5号機は未申請。

2013年7月

新規制基準 施行

2013年9月27日

6・7号機 審査を申請

2017年12月27日

原子炉設置変更許可

1,209 ガル

基準地震動の最大値（大湊側）

6・7号機の設置変更許可 審査書

8.3 m

想定される津波高さの最大値

審査書に記載された最大値

1,050 ガル

大湊側 Ss-1 の最大水平加速度

Ss-2 は 1,209 ガル

出典：日刊工業新聞（2017年審査書1,209ガル）／資源エネルギー庁（450→1,209ガル）／日本原子力技術協会。大湊側の基準地震動は複数波で構成される。

2021年以降の状況 — 基準地震動は変更されていない

08 / 10

新規制基準の改正や能登半島地震を受けても、既許可の基準地震動（2,300／1,209ガル）を上回る観測はない。

2021年5月18日

基準地震動の変更不要

「震源を特定せず策定する地震動」に係る新規制基準改正を受け評価。既許可の基準地震動を下回ることを確認し、原子力規制委員会へ提出。

2024年1月1日

能登半島地震

柏崎刈羽原子力発電所で最大87ガルを観測。基準地震動（1～4号機2,300／5～7号機1,209ガル）を大きく下回り、変更なし。

2026年

6号機 営業運転開始

1月20日 起動、2月16日 首都圏へ本格送電、4月16日 営業運転開始。福島第一事故後、東京電力の原発として初。基準地震動は1,209ガルのまま。

7号機 — 安全対策工事を継続中

特定重大事故等対処施設の工事完了は2029年8月予定。基準地震動は1,209ガルで変更なし。

1～5号機 — 新規制基準は未申請

2019年8月に「再稼働および廃炉に関する基本的な考え方」を柏崎市長へ提出。2025年10月、1・2号機の廃炉検討を表明。

号機別まとめ－現在の基準地震動

1～4号機（荒浜側）は2,300ガル、5～7号機（大湊側）は1,209ガル。新規制基準の審査が許可済みなのは6・7号機のみ。

※ 大湊側の基準地震動は複数波で構成される：Ss-1=1,050ガル、Ss-2=1,209ガル。いずれも解放基盤表面の値。

号機	立地	設置許可時の入力	現在の基準地震動	新規制基準
1号機	荒浜側（柏崎市側）	指針制定前（EL CENTRO波等）	2,300ガル	未申請
2号機	荒浜側	S2=450ガル	2,300ガル	未申請
3号機	荒浜側	S2=450ガル	2,300ガル	未申請
4号機	荒浜側	S2=450ガル	2,300ガル	未申請
5号機	大湊側（刈羽村側）	S2=450ガル	1,209ガル	未申請
6号機	大湊側	S2=450ガル	1,209ガル	2017年 許可
7号機	大湊側	S2=450ガル	1,209ガル	2017年 許可

出典：東京電力（設置許可年月日）／新潟県（号機別数値）／日刊工業新聞（2017年審査書）／資源エネルギー庁。営業運転開始は1号機1985.9.18、2号機1990.9.28、3号機1993.8.11、4号機1994.8.11、5号機1990.4.10、6号機1996.11.7、7号機1997.7.2。

本資料の数値・日付は、以下の公表資料に基づく。

01 東京電力 各号機の概要（設置許可年月日）

<https://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/nuclear-power/nuclear-plants-j.html>

02 新潟県 中越沖地震後の基準地震動見直し（号機別数値）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/36509.pdf>

03 原子力安全・保安院 2007年9月5日資料（設計時応答・観測値）

https://www.ensc.jp/committee/esm/2007/technology/file/20070905_shiryo4-1.pdf

04 新潟県 検証報告（S2＝450ガル）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/58962.pdf>

05 日本原子力技術協会 第18報（再評価値2,300／1,209）

http://www.gengikyo.jp/report/afterearthquake_20081128.html

06 日刊工業新聞（2017年審査書1,209ガル）

<https://www.nikkan.co.jp/articles/view/455971>

07 電気事業連合会（2024年能登半島地震、観測87ガル）

<https://www.fepc.or.jp/sp/notojishin/20240119.html>

08 東京電力 2021年プレス（基準地震動の変更不要）

https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/1607775_8711.html

09 資源エネルギー庁（450→1,209ガル、2026年4月営業運転開始）

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/kk_nuclear_power_plant01.html

10 東京電力 2019年プレス（1～5号機の廃炉計画）

https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1516640_8709.html

第4 耐震性こそが、 3.11後の原子力訴訟 の天王山である

2014/5/21 福井地裁 大 飯原発差し止 め判決

- 原発訴訟全国提訴の最初の成果である。
- 私は第1回口頭弁論での弁護団意見陳述をした。
- 原発訴訟の歴史を総括して、「福島原発事故には、司法にも責任がある。この裁判で二度と福島を繰り返さない基準を打ち立てて欲しい。」と述べた。

止めた理由



私が原発を

判決の基本的な考え方

- 人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできない。
- 原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだ
- 「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」
- 福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だ。

原発事故を 防ぐことが 司法の責務

- 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。
- 本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。

地震科学の 限界

- 我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていない。
- 地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。
- 地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではなく、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータは極めて限られている。

基準地震動想定 の失敗

- 現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。
- 地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。
- これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。

10年以内に5
回・14年内に
6回も基準地
震動を超えて
いる！

- ①2005年8月16日／宮城県沖地震／女川原発
- ②2007年3月25日／能登半島地震／志賀原発
- ③2007年7月16日／新潟県中越沖地震／柏崎刈羽原発
- ④2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／福島第一原発
- ⑤2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／女川原発
- 石橋克彦氏によれば、実は5回ではなく、7回だという。東北地方太平洋沖地震時の東海第2原発と2012年4月7日の余震時の女川原発でも基準地震動を超えているという（石橋克彦「原発規制基準は『世界で最も厳しい水準』の虚構」『科学』2014年8月号 岩波書店 876ページ）。
- ⑥ 2024年1月1日/能登半島地震/志賀原発の旧法下の基準地震動をわずかに超えている。

過去の誤りが
正されない以
上これからも誤
る可能性がある。
る。

- 本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、関電の大飯原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。
- 実際に過去に誤りを重ねてきたという誰にでも理解可能な「実績」を重視し、それと同じ手法が根本的に見直されることなく用いられている以上、また同じ過ちを犯すかもしれないではないかと、これまた誰にでも理解できる論理で問題を指摘した点が画期的だ。

3.11後の、 再稼働を止 めた司法判 断は9件

- 原発事故後は住民側の訴えを認めた判断が9件ある。内訳は
 - ▽ 福井県の大飯原発が2件
 - ▽ 高浜原発が3件
 - ▽ 愛媛県の伊方原発が2件
 - ▽ 茨城県の東海第二原発が1件
 - ▽ 北海道の泊原発が1件
- 高浜原発3号機と4号機は、2015年に福井地裁、2016年には大津地裁が2度にわたって運転停止を命じる仮処分の決定を出した。
- 大津地裁の決定を受けて関西電力は運転中だった3号機の原子炉を停止させ、稼働中の原発が司法の判断で停止した初のケースとなった。その後運転停止の決定は取り消され、高浜原発3・4号機は運転を再開している。
- 伊方原発3号機については、広島高裁が2017年と2020年に、火山の安全審査の誤りなどを理由に運転停止を命じる仮処分の決定を出した。

東海第二原発 の差し止め判 決の実質的な 根拠

水戸地裁が、実効性のある避難計画がないことを理由に
運転の差し止めを認めたのは、

- ① 発電用原子炉施設内部にある多量の放射性物質を
施設内に封じ込め管理し続けられなければ、周辺住
民に深刻な被害をもたらすこと。
- ② ところが、原子炉での事故時における放射性物質の
封じ込めは、高度な科学技術力をもって複数の対策
を成功させかつこれを継続させなければならない（安
全確保の困難性）
- ③ さらに、原子炉での事故を引き起こすような自然災害
その他の事象がいつ・どの程度の規模で発生するかを
予測することもできない（科学の不確実性・多義性）

**最近の原告の
請求を退ける
決定に見られ
る傾向
その延長に位
置づけられる
広島高裁松江支
部決定**

- 原告に原発の具体的危険性を立証する責任を負わせる。
- 伊方最高裁判決は、国に安全を証明する責任を負わせていたが、伊方基準を覆している。
- 危険性を指摘する見解(例えば野津意見書)に対して、これを否定する見解があることを根拠に採用しない。
- 危険性を指摘する見解が否定できることを国・事業者が十分立証できない限り、保守的に判断すべきとの枠組みが崩れている。
- 四層までで原発の安全が確保されるから避難計画について判断不要

**第5 2024.1.1能登
半島地震・
自然を恐れよ！**

大地殻変動期 に突入した日 本列島で稼働 している原発は、 次の原発事故 を引き起こす高 い蓋然性があ る

- 1995年の兵庫県南部地震以降、日本列島は地震静穏期を終え、地震活動期に入った。京都大学鎌田浩毅名誉教授は、2022年の最終講義において、日本は「大地変動の時代」に突入したことを強く警告した。
- 「今、日本列島は揺れている。東日本大震災以降、日本は地殻の変動期に入ってしまった。変動期とは、地球の歴史から見て、地震、火山の噴火などが多い時期のことである。2011年3月11日に起こった東日本大震災以来、日本では地震が頻繁に発生するようになった。「3.11」以降に大きな被害の出た地震としては、熊本地震（16年4月）、北海道胆振地方の地震（18年9月）が記憶に新しい。マグニチュード9.0名誉教授はを記録した東日本大震災は、日本の観測史上で最大規模だったのみならず、世界的に見ても歴代4位に入る巨大な地震だった。マグニチュードの数値が1大きくなると、放出されるエネルギーは約32倍にもなる。関東大震災の時のマグニチュードは7.9だったから、「3.11」はその約50倍、マグニチュード7.3だった阪神・淡路大震災時の約1400倍ものエネルギーが放出されたことになる。このように巨大なエネルギーが放出された東日本大震災によって、日本列島は地殻変動の時代を迎えた。

2024.1.1能 登半島地震は 予測外のオン パレード

- 推本の長期評価では、能登半島での地震は、一部予測されていたが、海域の断層による地震は的確に予測されていなかった。
- 志賀原発の安全審査では95キロの断層を評価していた。
- 実際に活動したのは150キロに及んだ。
- 遠く離れた断層も連動して活動した。
- 5メートルの隆起は、だれも予測できなかった。

これだけ広範な
隆起が発生した

広範な地域で、沿岸が陸化した

SAR強度画像で捉えられた沿岸域の陸化域 **NEW**



解析範囲全域の強度画像・RGB画像を地理院地図で閲覧

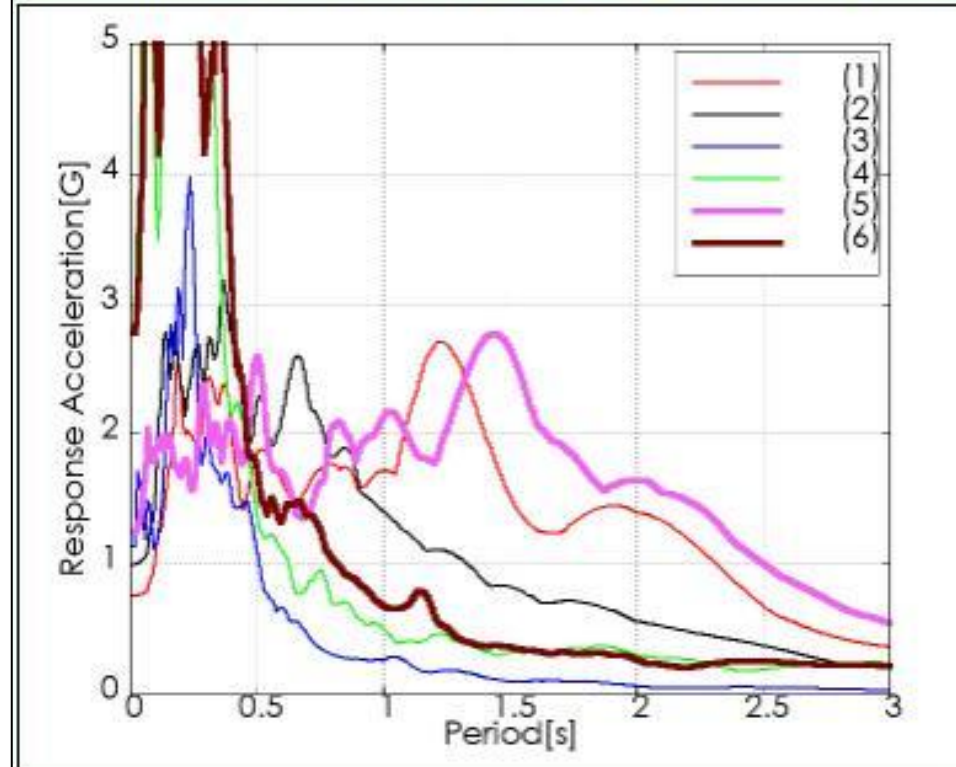
能登半島の深
見漁港周辺で
は5.2メー
トルの隆起が
確認できる！

珠洲の北野進
氏の報告



Kネット 富来地点の地震記録

また、特に震度の大きな弾性加速度応答スペクトルを過去の強震記録と比較して示す



(1)兵庫県南部地震JR鷹取(2)新潟県中越JMA小千谷(3)三陸南JMA大船渡
(4)東北地方太平洋沖地震K-NET築館(栗原市震度計)(5)K-NET穴水(6)K-NET富来

http://higaisuitei.html.xdomain.jp/eqreport/s2401_2.htm?fbclid=IwAR1fZEQkSnchiN4ZY9D0TeHTDQ1kVMkgw21coUJbDyrh3MuWBFmipbPJWQY

K-NET富 来観測点の 地震動は 12G/117 60Galに達 した

- ・本件地震で最大の地震動を記録したK-NET富来観測点の地震動のスペクトル解析の結果（減衰定数を5%と仮定）は、別紙(6)のグラフの茶色線で表示されたとおりである。同グラフには、比較のために、過去の大地震における観測記録とK-net穴水観測点の観測記録が記載されている。
- ・グラフの横軸は周期、縦軸は加速度（単位はG（重力加速度）、なお、1 Gは約980ガル）である。これをみると、K-NET富来観測点の地震動は、周期0.5秒以下の極短周期の地震動が極めて大きなものでグラフの上限（5 G、すなわち約4900ガル）を突き抜けている。
- ・函館市訴訟で原告代理人である井戸謙一が境有紀教授に問い合わせたところ、**加速度の最大値は12 G**だったとのことであった。すなわち、1万ガルを優に超えていたのである（ $980\text{ガル} \times 12 = 11760\text{ガル}$ ）。

第6 東海第二原発控訴 審における基準地震動を めぐる論争の現局面

2026/5 控訴人提出準備書面の概要

東海第二原発 敷地で観測さ れた地震記録 の元データ （デジタルデー タ）の開示が なぜ不可欠な のか

- 日本原子力発電が東海第二原発の「基準地震動」（耐震設計の基準となる想定地震動）と、その計算の前提となる「地下の地盤モデル」を、正しいデータに基づいて作ったのかが争点です。
- 被告を原子力規制委員会が保管・検証すべきデータを糊塗（こじつけや隠蔽）している可能性が問題となっています。
- 原告側は、その検証に欠かせない地震観測記録の元データを、被告が原審から控訴審まで一貫して開示しないのは不当だと主張しています。

東海第二原発 は国内でも特 筆して豊富な 地震記録を持 つ

- 1995年の阪神・淡路大震災を機に、全国各地に地震動観測装置が設置され、多様な機関による観測が始まりました。
- 東海第二原発の敷地にも地表・地下に地震計が設置され、現在まで多数の揺れの記録が継続的に蓄積されています。観測データは日時、震央位置（緯度・経度）、震源深さ、マグニチュード、方位角、震央距離、見かけの入射角などの項目ごとに詳細にリスト化されています。
- 国内に約20ある原発サイトの大半ではこれほどの記録は得られておらず、ここは特筆して豊富なサイトです。そしてこの観測記録は、基準地震動の算出と地盤モデルの作成に直接使われています。

まとめ

- 被告は、紙ベースの資料提出によって開示に応じたかのように装いながら、実際に検証を可能にする唯一の手段であるデジタルデータの開示を拒み続けています。
- 証拠が被告側に偏在している本件において、裁判所が被告に対し「地震観測記録のデジタルデータ」の速やかな開示を命じることが、実質的な審理と科学的検証のための唯一の道です。

第7 浜岡原発設計基準地震動の変遷

1970 – 2026

設置許可時から今日まで、号機ごとの「いつ・何ガルに・なぜ変わったか」を時系列で追う。1・2号機は耐震設計審査指針の制定前に許可され、3～5号機は $S1=450/S2=600$ ガルから始まった。

600

S2（設置許可時）
3～5号機 1981～1998年

800

Ss（バックチェック）
2007年1月25日

1,200

Ss1（1～4号機周辺）
2014年2月14日～現在

2,094

Ss2（5号機周辺）
2014年2月14日～現在

※1,200／2,094ガルは2024年11月に規制委員会から「概ね妥当」と評価された値だが、2026年の代表波選定不正により確定値ではない。
本資料はすべて公開資料に基づく（詳細は出典一覧）。数値はいずれも解放基盤表面の値、または設置許可申請時の設計入力。

結論 — 5つの転換点

02 / 11

1・2号機は指針制定前の300／450ガルから出発し、3～5号機のS1＝450／S2＝600ガル、2007年の800ガルを経て、現在はSs1＝1,200／Ss2＝2,094ガルの二系統になった。

1970-1978

300／450

指針制定前の設置許可

1・2号機は耐震設計審査指針（1978年）の制定前に設置許可。申請では300ガル、特に重要な施設は450ガルとした。

1981-1998

450／600

S1・S2の体系

3・4・5号機は旧耐震設計審査指針に基づき、S1＝450ガル、S2＝600ガルで設置許可。想定東海地震などを対象とした。

2007.1.25

800

800ガルへ引上げ

指針改訂を受け、バックチェックで基準地震動Ssを800ガルへ引上げ。1・2号機も流用した。

2009.8.11

1,200／2,094

5号機周辺のみ増幅

駿河湾地震で5号機周辺の顕著な増幅が判明。基準地震動は1,200／2,094ガルの二系統になった。

2026.9.14

108／225

基準地震動策定の不正

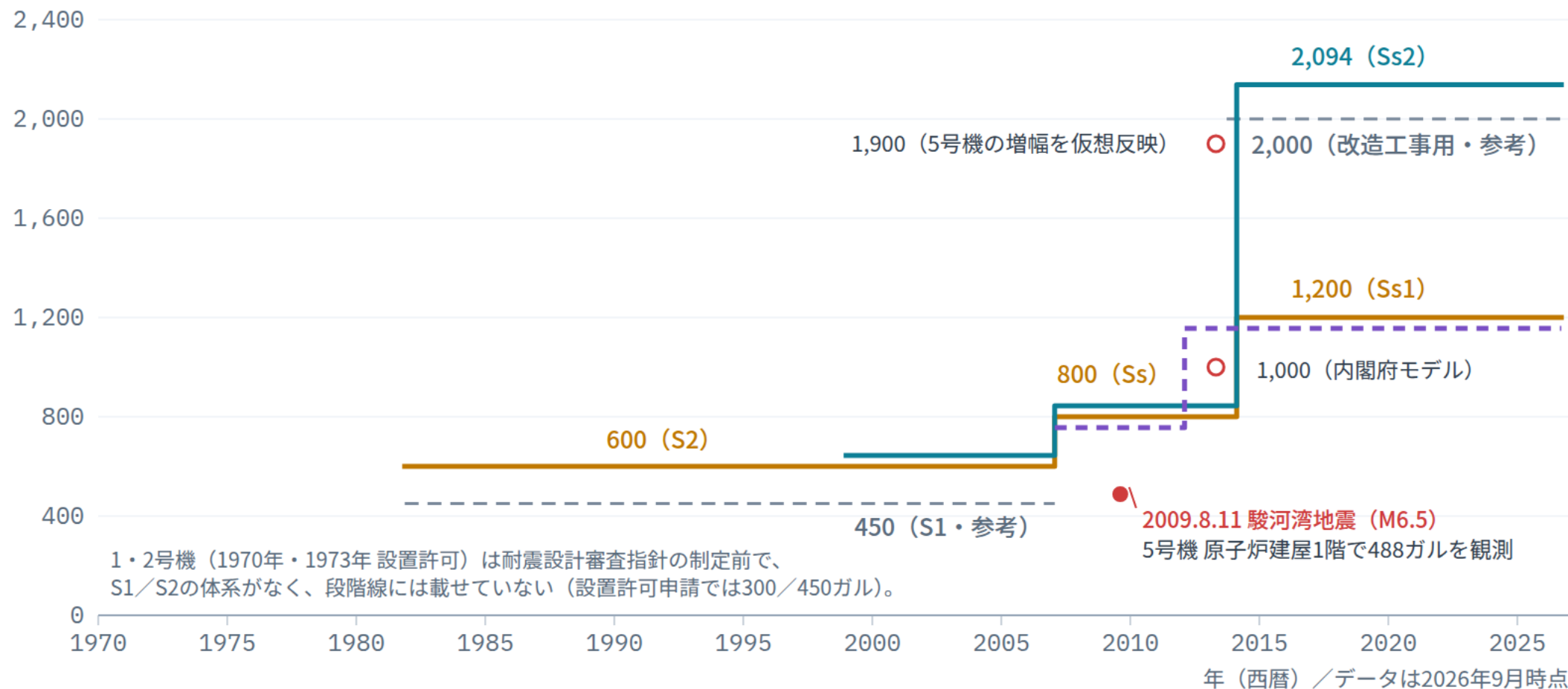
代表波225ケースのうち少なくとも108ケースで不正が認められ、3・4号機の申請を2026年9月14日に取り下げ。

※1,200ガル（Ss1）と2,094ガル（Ss2）は、2024年11月に原子力規制委員会から「概ね妥当」と評価された値。
ただし2026年1月に基準地震動策定の不適切事案（代表波選定の不正）が判明し、同年9月14日に3・4号機の申請は取り下げられた。
現在も確定値として扱えない値であり、本資料では留保付きで示している。

設計基準地震動の変遷（1970～2026年）

03 / 11

— 3・4号機側の基準地震動（600→800→1,200） — 5号機側の基準地震動（600→800→2,094） - - 1・2号機（2007年以降 800→1,200）
- - S1=450ガル（弾性設計用） - - 改造工事用増幅地震動 2,000ガル ● 2009年駿河湾地震の観測値 ○ 2013年内閣府モデル評価値



※重なりを避けるため、5号機側の系列は11px上、1・2号機は11px下に描画（軸全体の0.5%未満のずれ）。●印は5号機の建屋1階での観測値で、解放基盤表面の値とは評価位置が異なる。保安院は応答値701ガルを下回ると評価。1,200/2,094ガルは2026年の代表波選定不正により確定値ではない。

出典 02・08・10・11・13・15・16（詳細は出典一覧）

設置許可時の設計入力

1・2号機は耐震設計審査指針（1978年）の制定前に設置許可され、S1／S2の体系がない。3～5号機は旧指針に基づき、S1＝450／S2＝600ガルを設計入力とした。

1・2号機 — 耐震設計審査指針の制定前

300 / 450

設置許可申請での設計入力。特に重要な施設はその1.5倍の450ガル。

設置許可申請では「繰り返す地震」として遠州灘沖地震（M8.2、震源距離65km）を想定。金井式で140～220ガル、強震記録からの関係式で285ガルなどの推定値が得られた。

これを踏まえ、安全を考えて300ガル、特に重要な施設はその1.5倍の450ガルとした。
出典 05（参議院 質問主意書第三号）

3・4・5号機 — 旧耐震設計審査指針

450 / 600

S1は弾性設計用地震動、S2は限界設計用地震動。

想定地震は、M8.0の想定東海地震、M8.4の1854年安政東海地震、M8.5の南海トラフ沿いの限界的規模の地震。

S1の450ガルは、1985年チリ地震（M8.0）・メキシコ地震（M8.0）の震源近傍の岩盤における最大加速度の観測結果等を考慮して設定された。
出典 06・07（参議院 答弁書第七号・第十四号）

1～4号機は安全審査で、想定東海地震（最大加速度395ガル）および最大加速度600ガルの揺れに対する安全性が確認されている。
※1・2号機の300／450ガルは設置許可申請時の設計入力であり、基準地震動（解放基盤表面）として整理された値とは性格が異なる。
出典 05・06・07・08（詳細は出典一覧）

2006年 耐震設計審査指針の改訂とバックチェック

2006年9月の指針改訂を受け、中部電力は4号機から耐震安全性評価（バックチェック）を実施。2007年1月25日、基準地震動 $S_s=800$ ガルでも安全性が確保されることを確認した。

2006.9.19

原子力安全委員会が「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂。

2006.9.20

原子力安全・保安院が各電力会社へ、耐震安全性の評価（バックチェック）の実施を指示。

2006.10.18

中部電力が耐震安全性評価の実施計画書を原子力安全・保安院へ提出。

2007.1.25

4号機の耐震安全性評価結果報告書を保安院へ提出。基準地震動 $S_s=800$ ガル。

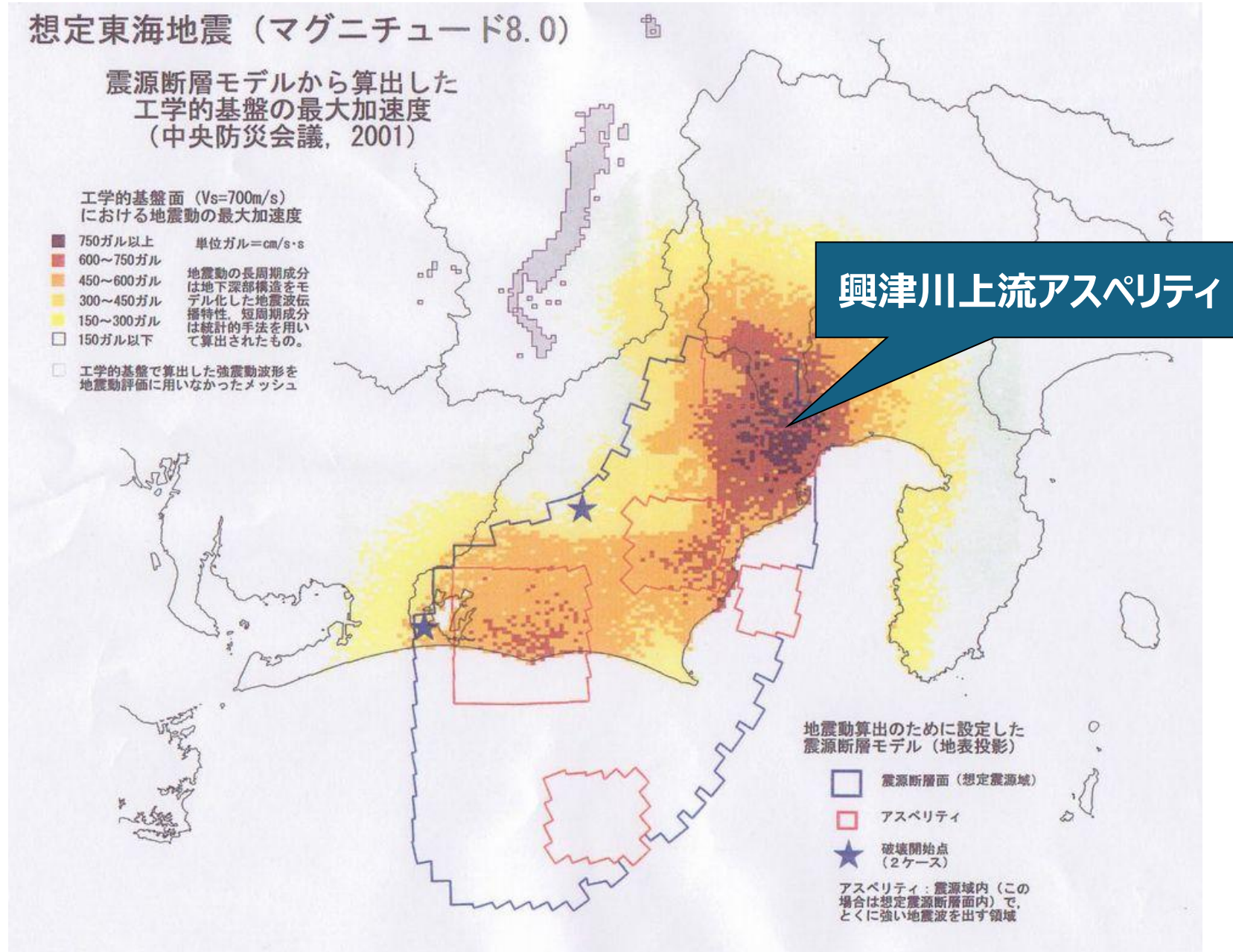
$S_s = 800$ ガル

改訂指針に基づき4種類の S_s を策定。最も大きな S_s の岩盤上での最大加速度。

「最大加速度800ガルの基準地震動 S_s に対しても施設の耐震安全性が確保されること、原子炉建屋基礎地盤が十分な支持性能を持つこと、地震随伴事象が安全上問題とならないことが確認できた」

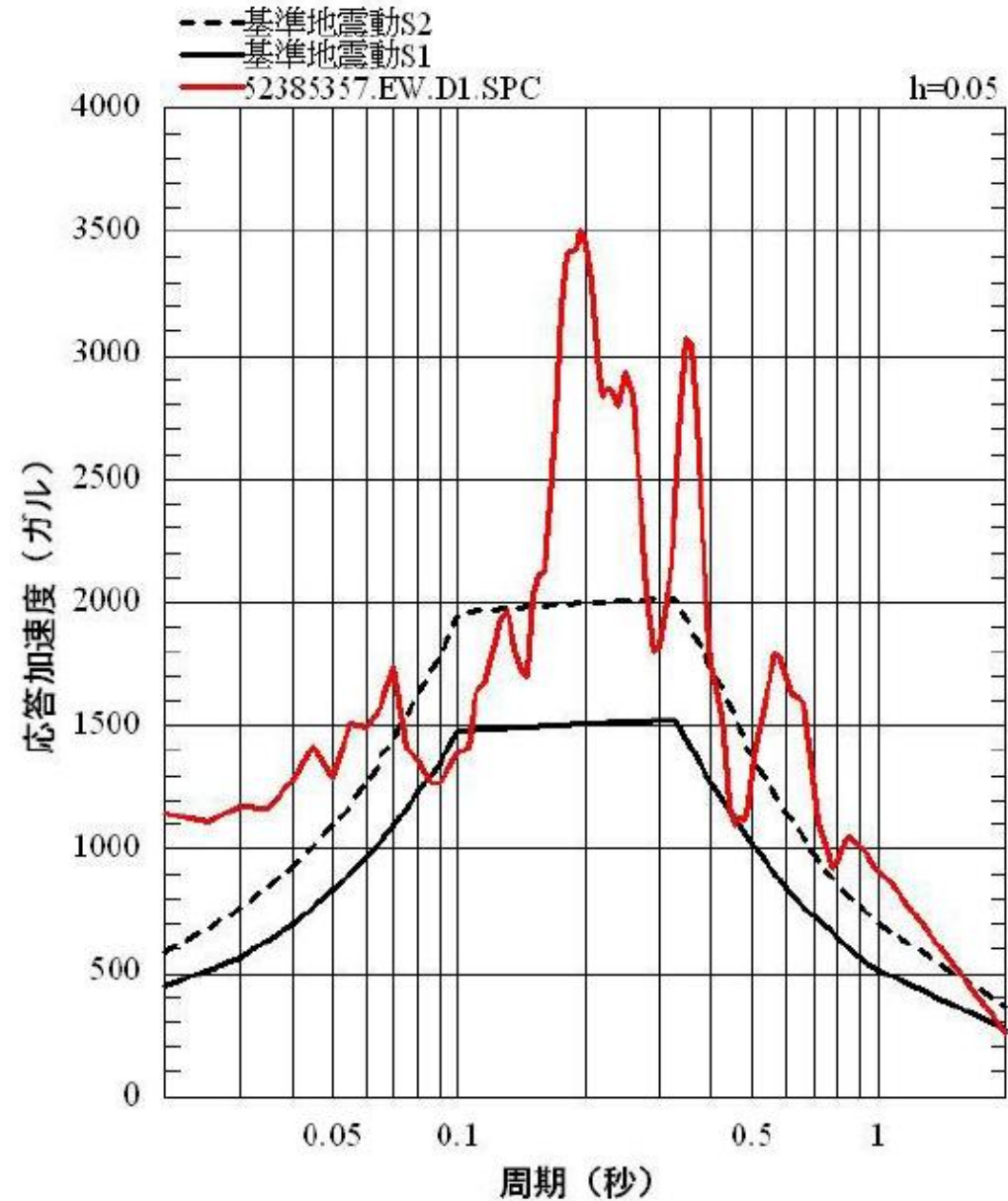
3号機・5号機も続いて耐震安全性評価を実施（3号機は2007年2月、5号機は2007年6月頃との報道があるが、一次資料で確認できていない）。1・2号機も同じ800ガルで評価。2012年2月7日、廃止措置段階に入った1・2号機の実施計画書を見直して提出し、用いる S_s は4号機報告書（2007.1.25提出）の $S_s=$ 水平動の最大加速度 800cm/s^2 と明記された。

- ・設計基準地震動を800ガルに抑えた、2001中央防災会議の想定。
- ・浜岡原発の近くにはアスぺリティを配置しない、きわめて恣意的な配置
- ・中央防災会議が原発を救済するための機関であったことがわかる



興津川上流のアスペリティの直上地域では、地震動は最高で3500ガルに達していた。

興津川上流アスペリティ直上地域
52385357メッシュ(D1モデル)
EW加速度応答スペクトル



2009年 駿河湾地震 — 5号機周辺の増幅

06 / 11

2009年8月11日の駿河湾地震（M6.5）で、運転中の4号機・5号機が自動停止。5号機周辺の観測記録は、他号機に比べて顕著に大きかった。

5号機 原子炉建屋1階で観測された最大加速度

488 ガル

2009年8月11日 駿河湾地震（M6.5）による観測値

保安院が評価した、基準地震動による応答値

701 ガル

新耐震指針に基づき設定された基準地震動による応答値

保安院は、5号機で観測された488ガルは、基準地震動による応答値701ガルを下回っていると評価した。
安全上重要な「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能に影響する異状はなく、すべての設備が弾性状態にあり健全性を確認（2010年3月23日、5号機の点検・評価結果を保安院へ報告）。

増幅要因の分析：5号機の揺れの増幅の主要因は、同号機周辺の地下浅部に分布する低速度層である。
この低速度層は5号機周辺以外には分布しておらず、5号機だけが大きく揺れた理由はここにある。
地震時に運転中だったのは4号機と5号機（3号機は定期検査中、1・2号機は廃止措置準備中）。

増幅を踏まえた再評価（2010～2013年）

5号機周辺の増幅を踏まえ、中部電力は段階的に地震動を再評価。3・4号機の地震対策工事に用いる地震動として、1,200ガル／2,000ガルを設定した。

2010.12.15

5号機の影響確認

1,454 ガル

「駿河湾の地震を踏まえた浜岡原子力発電所5号機の耐震安全性への影響確認等について」を公表。5号機の耐震安全性への影響確認に用いた地震動は1,454ガル。

2013.4.26

内閣府モデルによる評価

1,000 / 1,900 ガル程度

内閣府「南海トラフ巨大地震モデル」に基づく地震動は最大1,000ガル程度。5号機の増幅がみられる地震波の到来方向に強震動生成域を集中的に配置し直した「内閣府モデルを用いた仮想的増幅地震動」は最大1,900ガル程度と評価された。

2013.9.25

工事用地震動の設定

1,200 / 2,000 ガル

内閣府モデル（最大1,000ガル程度）を踏まえ、改造工事用地震動1,200ガルを設定。5号機の増幅を仮想的に反映した地震動（最大1,900ガル程度）をもとに、改造工事用増幅地震動2,000ガルを設定した。

5号機周辺の防波壁や4号機取水槽等は、この2,000ガルを用いて工事が行われた。

※改造工事用の地震動であり、基準地震動（解放基盤表面）としての値とは性格が異なる。

※2010年12月15日に公表した1,454ガルは、5号機の耐震安全性への影響確認に用いた地震動。出典 10・13・14（詳細は出典一覧）

新規制基準適合性審査での基準地震動

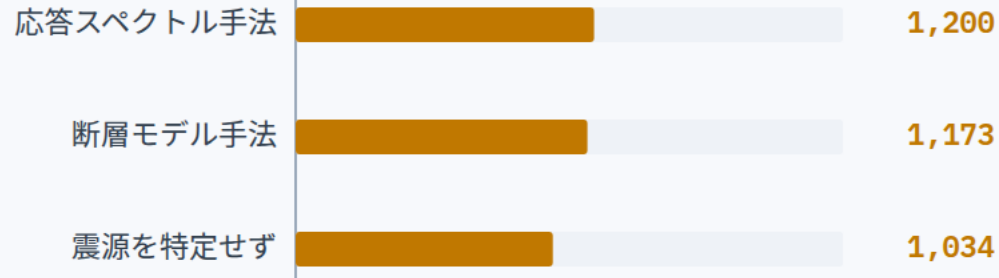
区分理由：「地震動の顕著な増幅が見られない1～4号機周辺で用いる基準地震動をSs1、地震動の顕著な増幅が見られる5号機周辺で用いる基準地震動をSs2として策定」。2014年2月14日に4号機、2015年6月16日に3号機の申請を提出した。

1～4号機周辺

基準地震動 Ss1 / 25波

最大加速度

1,200 ガル



数値の単位はガル。トラック全幅=0～2,200ガル、軸線は0ガル位置。

5号機周辺

基準地震動 Ss2 / 24波

最大加速度

2,094 ガル



数値の単位はガル。トラック全幅=0～2,200ガル、軸線は0ガル位置。

※1,200／2,094ガルは2024年11月に原子力規制委員会から「概ね妥当」と評価された値だが、2026年の代表波選定不正により信頼性に重大な疑義があり、確定値ではない。

出典 10・15・17（詳細は出典一覧）

2026年 基準地震動策定の不適切事案と現在

2026年1月、中部電力は新規制基準適合性審査における基準地震動策定の不適切事案を公表。代表波選定に不正が認められ、同年9月14日に3号機・4号機の申請が取り下げられた。

代表波選定の不正が認められたケース

108

代表波225ケースのうち（残りは追加調査予定）

人為的な代表波選定が認められる時点

2014.2.14

遅くとも4号機設置変更許可申請書等の提出時点には、一部のケースで人為的な代表波選定が行われていた

2026.1.5

不適切事案を公表。代表波選定が審査会合での説明内容と異なる方法で行われた疑いを確認。

2026.3.31

規制委員会・経産省へ報告。代表波225ケースのうち108ケースで不正、残りは追加調査予定。

2026.9.11

調査委員会の調査報告書を受領。作成段階の不正が常態化するなかで各種不正にエスカレートしていったと整理。

2026.9.14

3号機・4号機の申請取り下げを臨時取締役会で決定。準備が整い次第、規制委員会へ再提出する方針。

業務プロセス上の問題点：①基準地震動に関する個別計画を策定していなかった ②委託先への指示が口頭等で実施されていた ③審査資料のチェック体制が十分に構築されていなかった ④原子力土建部の牽制機能が十分に発揮されていなかった

出典 16・17・18（詳細は出典一覧）

号機別まとめ－現在の設計基準地震動

1・2号機は運転終了・廃止措置中、3～5号機は停止中。3・4号機の新規制基準申請は2026年9月14日に取り下げられ、5号機は審査未申請。
 基準地震動はいずれも解放基盤表面の値。1,200／2,094ガルは2026年の代表波選定不正により、確定値として扱えない。

号機	設置許可時の入力	2007年バックチェック	新規制基準審査での値	現状
1号機 許可 1970.12.10	指針制定前（申請では300／重要施設450ガル）	800ガル（4号機Ssを流用）	1,200ガル（Ss1）	運転終了・廃止措置中
2号機 許可 1973.6.9	指針制定前（申請では300／重要施設450ガル）	800ガル（4号機Ssを流用）	1,200ガル（Ss1）	運転終了・廃止措置中
3号機 許可 1981.11.16	S1＝450／S2＝600ガル	800ガル	1,200ガル（Ss1）	停止中・申請取り下げ
4号機 許可 1988.8.10	S1＝450／S2＝600ガル	800ガル	1,200ガル（Ss1）	停止中・申請取り下げ
5号機 許可 1998.12.25	S1＝450／S2＝600ガル	800ガル	2,094ガル（Ss2）	停止中・審査未申請

※2011年5月、政府の要請により浜岡の全原子炉が停止。以後、再稼働していない。3・4号機の申請は準備が整い次第、原子力規制委員会へ再提出される方針。
 営業運転開始：1号機1976.3.17／2号機1978.11.29／3号機1987.8.28／4号機1993.9.3／5号機2005.1.18
 出典 01・02・03・04・16（詳細は出典一覧）

本資料の数値・日付は、以下の公表資料に基づく（URLは2026年9月時点で確認）。出典番号は各スライドの脚注に対応する。

01 中部電力 各号機建設経緯

https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/hama_about/keii/

02 中部電力 2012.2.7プレス（1・2号機の耐震安全性評価等の実施計画書の見直し）

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3177278_6926.html

03 中部電力 浜岡原子力発電所4号機および5号機の停止について

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3156322_6926.html

04 政府インターネットテレビ 平成23年5月6日 菅内閣総理大臣記者会見

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg4791.html>

05 参議院 質問主意書第三号（平成9年4月16日）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/140/syuh/s140003.htm>

06 参議院 答弁書第七号（平成15年11月11日）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/157/touh/t157007.htm>

07 参議院 答弁書第十四号（平成12年12月26日）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/150/touh/t150014.htm>

08 EICネット 2007.1.25（4号機の耐震安全性評価結果を保安院に提出）

<https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=15132&oversea=>

09 中部電力 駿河湾の地震における浜岡原子力発電所の状況について

https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/anzen/setsubitaisaku/taishin/jishin_suruga/

10 中部電力 学術会議資料「浜岡原子力発電所の基準地震動について」

https://www.chuden.co.jp/resource/energy/nuclear/hamaoka/anzen/gakujutsukaigi/gakujutsukaigi_10.pdf

11 赤旗 2009.8.14（駿河湾地震／設計時想定超す揺れ／浜岡原発5号で観測）

https://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-08-14/2009081415_01_1.html

12 中部電力 2010.3.23（5号機の点検・評価結果）

https://www.chuden.co.jp/energy/hamaoka/hama_info/hinf_topics/__icsFiles/afieldfile/2010/03/23/H220323nisahoukoku.pdf

13 中部電力 2013.4.26プレス（内閣府の公表結果を踏まえた地震動の影響評価）

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3216183_6926.html

14 中部電力 2013.9.25プレス（3,4号機の地震対策の工事概要）

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3229137_6926.html

15 中部電力 2014.2.14プレス（4号機の新規制基準適合性確認審査のための申請）

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3238400_19386.html

16 中部電力 2026.9.14プレス（3号機・4号機の設置変更許可申請などの取り下げ）

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1218334_3273.html

17 静岡県 浜岡原子力発電所事故・トラブル関連のページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/genshiryoku/hamaokagenpatsu/1035405.html>

18 原子力資料情報室 2026.9.16（不正事案調査報告書）

<https://cnic.jp/82514>

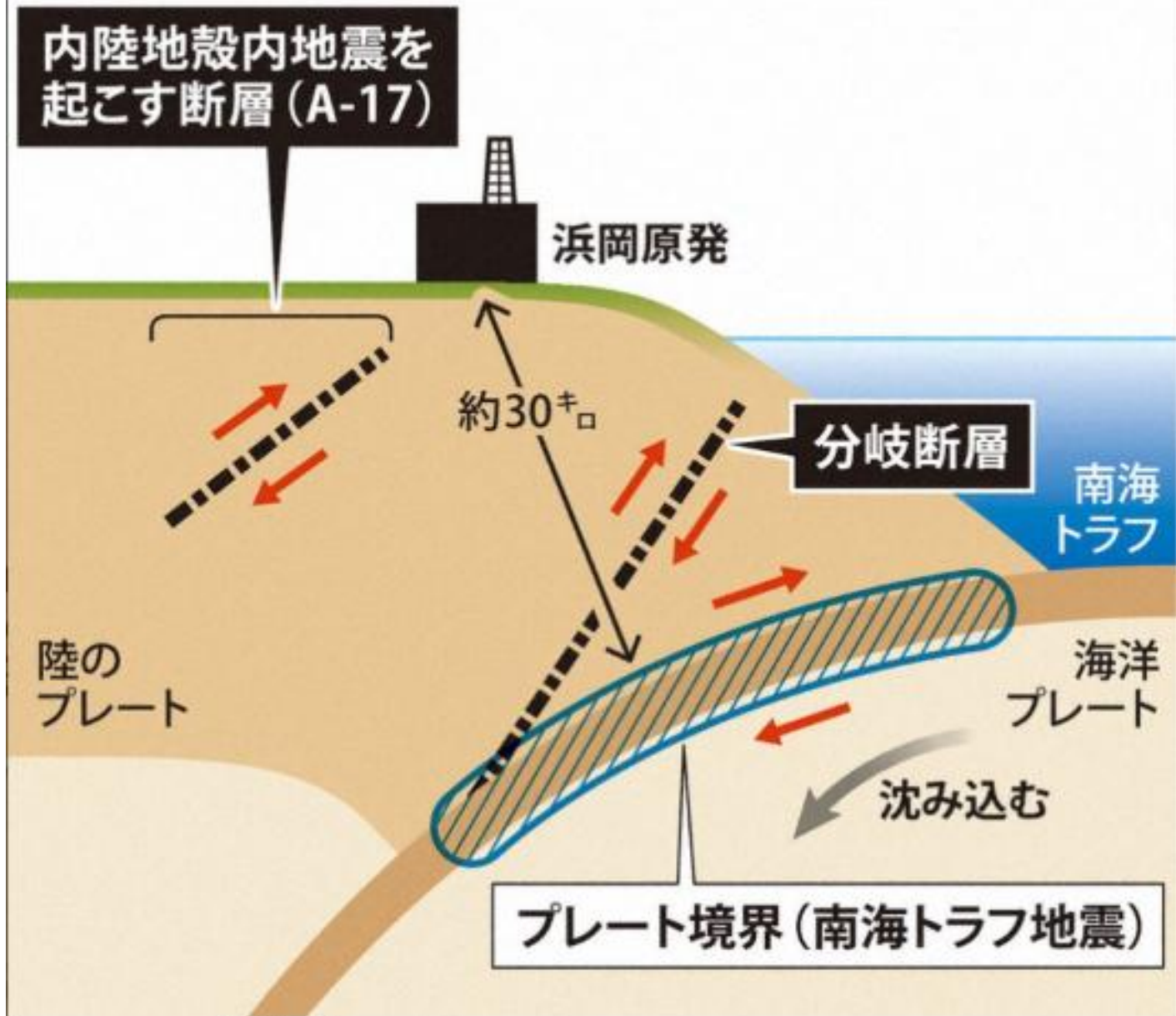


第8 浜岡原発耐震 不正の意味すること

2026/9/14 調査委員会報告書を受け
た中部電力の謝罪会見

不正の始まりはA17断層の深さを10キロから五キロに下げるように規制委員会が指示したことから始まった。設計基準地震動が中部電力が想定していた1200ガルをはるかに超え、耐震補強工事也不可能になると考え、規制委員会の意見を不当だと考えた。

浜岡原発周辺の断層のイメージ



不正を生んだ 「独自の正当 化理論」は社 内で共有され、 広がっていた

- 調査報告書は、本調査を進める中で、中部電力の一部の役職員において、地震動評価における不適切行為およびその後の証跡の作出等に関し、「安全性には影響がないこと」「技術的には正しいこと」「浜岡原子力発電所の再稼働の支障となり得る行為は認めるべきでないこと」等の、自分たちの行為を正当化する発言や社内でのやりとりが随所に見受けられたとしている。
- 調査報告書は、このような不適切行為の前提となる考え方を「独自の正当化理論」と定義し、「対応方針の策定や実際の対応において、その目的等の重要性和規則やルール等の遵守を『独自の合理性』により天秤に掛ける傾向や、中部電力又は自分たちにとって重要性の高いミッション等を阻害する指摘等を『独自の正義感』により強い抵抗を覚えずに排除する傾向」として、これが本事案に通底する原因であると認定した。
- 具体的な正当化の供述として、①「結果として浜岡原子力発電所の安全性に問題はない」（「計算条件が過度に保守的であったため、選定方法②による代表波であっても安全性が損なわれることはない」「どの地震動計算結果も数学的には正解であり技術的には誤りではない」等）、②「N R Aの指摘や要請には納得できない」（「N R Aの審査官は専門家ほど地震動に精通していない」「N R Aはその点を理解できない相手であるため、（説明するのではなく）計算周期を変更するという手法を行う必要があった」等）、③「何としても早期再稼働を実現しなければならない」（「浜岡を諦めるリスクを自ら顕在化させる」という第1回ヘルプライン通報対応時の交渉等）という三つの類型が認定された。
- 調査報告書は、この特異な考え方が「属人的なものにとどまらず、中部電力の社内の一定のグループや集団において共有され、広がりつつあった」とし、他のいわゆる不祥事案（経済産業大臣による排除措置命令事案、顧客情報閲覧事案、安全性向上対策工事の不適切調達事案、浜岡原発1号機・2号機の廃炉解体費用の不正請求事案）についても同じような考え方が根底にあるように見受けられると指摘した。



不正を糾すことを求めた社内の声を無視し、不正を追認するように求めた勝野会長(事件当時は社長)

- ・ 不正をただすための内部通報が社内の公式のヘルプラインに二人の社員からなされていた。
- ・ 2019年10月7日、従業員 I 氏は、A-17 断層に係る地震動の計算の際に用いられる計算最短周期が、他の検討用地震の計算最短周期（周期 0.3 秒）と乖離した長周期側（周期 3 秒）を採用しているにもかかわらず、その旨を適合性審査会合資料に記載していないことを問題視する通報を行った。
- ・ この通報については、中部電力の代理人弁護士 O 氏・P 氏は「見れば分かるからといって積極的に示さないという姿勢は社会的相当性があるとはいえない」「示したくないから隠したと受け止められるのではないかと」助言し、コンプライアンス推進会議委員の Q 弁護士は「握りつぶす（このまま注記しない）という選択肢はない」「主管部のコンプライアンスに対する認識が低いと言わざるを得ない」と指摘した。
- ・ 2019年11月15日、原子力土建部の責任者 A 氏は、ヘルプライン事務局に対し、「もし、浜岡を諦めるリスクを自ら顕在化させるということであれば、ご指摘の様な記載もしますが、そこを深慮されてレシピの記載の範囲で対応したら、というご示唆だったと思いますので、現状の記載とさせていただきたく（L 常務ともご相談しておりますが同意見です）」電子メールを送信。計算最短周期を明記しない対応を示した。
- ・ 同年11月22日、25日、当時の社長であった勝野氏（現会長）および R 副社長は、「これまでに計算最短周期に関して意見を求めていた専門家以外の専門家からも意見を求めること」を条件として、適合性審査会合資料に「等」を付記するにとどめ、計算最短周期を明記しない方針を了承した。
- ・ ヘルプライン事務局が勝野氏らに提示した説明資料には、右方針について「N R A 側によるクロスチェックがなされ、A-17 断層の計算の前提が他と異なることが判明した場合、『隠ぺいである』と批判され、N R A の当社への信頼を損ねるリスク」が明記案よりも高い旨の外部弁護士の評価が記載された資料に基づいて説明がなされたにもかかわらず、勝野社長、R 副社長は、このような忠告を聞き入れることなく、不正を押し通す方針を了承したのである。
- ・ このような行為は、単なる不正の追認ではなく、会社役員による職務犯罪に当たる可能性がある。

二件目のヘルプライン通報は 上層部に諮る こともなく圧殺 された

- 二件目のヘルプライン通報は、不正を働いた部署の意見だけで、上層部に諮られることなく、圧殺された。
- 2021年1月4日、従業員 S 氏は、審査会合資料に「平均値との残差が最小となるものを代表波として選定する」と記載されているにもかかわらず、実際には S s - D に収めることを目的として残差最小でない計算結果を代表波に選定しており、審査会合資料には事実と異なる記載がある旨の通報を行った。S 氏は証拠として、平成 30 年 8 月 17 日に原子力土建部調査計画グループの担当者が送信した電子メール（平成 30 年 8 月メール）を提示した。同メールには「S s - D に何としても収めるために、下位（例えば 20 波中 15 番目に平均に近いもの）のものを選んでいるものもありますので、事実を異なる説明をすることとなりますが、そんなことは無視して、基本的な考え方として示すのはいいかと思います」と記載されていた。
- これに対し、原子力土建部は、令和 3 年 2 月 15 日付けの報告書を提出したが、その内容は、「検討段階では残差最小でない地震動を用いたことがあった」「極端な地震動が残差最小となった場合には、再び乱数を変えた複数の地震動の波形合成を行い…残差最小となるものを代表波として示している」というものであり、実際には、最終結果としても残差を考慮しない選定方法③・④が行われていたという実態と異なるものであった。しかも、この調査の過程で、不正隠ぺいの工作までが実施された。
- **不正を貫くことが中部電力の社としての方針であることが、組織全体に浸透していたことが、うかがわれる。**

別の内部告発者による原子力規制委員会への通報不正が発覚した後も、中部電力規制委に不正の隠ぺいを続けていた

- この不正が発覚したのは別の内部告発者が規制委員会に通報したためである。
- 規制庁が中部電力に対し調査を依頼した2025年5月15日以降、規制庁照会への対応は、調査対象事実を主管する原子力土建部のD氏らに委ねられた。
- 5月21日の初回面談後、経営陣に対し「技術的に説明・対応できる内容である」旨の報告が行われ、不正の存在は明らかにされなかった。
- 9月11日の面談では、証跡作成方法^⑭および模擬地震動選定事後行為^{⑮⑯}に基づき、規制庁に対し実態と異なる説明が行われた。つまり、不正の隠ぺい工作が実施された。
- 10月30日の面談で委託報告書の原本提出を要請されると、D氏らは、委託報告書に選定方法^①・^②の実施を示す記載があることを認識した上で、2022年度の最終報告書の原本だけを提示し、それ以前の委託報告書は抜粋のみを提示する方針を検討し、「原本を提出すると審査の遅延のリスクや、中部電力が信頼できないとして審査を打ち切られるリスクがある」と説明した。これに対し、コンプライアンス本部は「そのような対応は適切でない」「事実関係は隠さず開示するのが原則」として是正を求めた。
- 12月2日、林社長（当時）へ報告が行われた際、林社長は「N R Aから求められているものはすべて見せる必要がある、^①および^②の問題があることを知ってしまった以上は、それでも問題がないと説明し切るか、それができないのであれば問題があったと正直に言う必要がある、とにかく隠す対応だけはしてはならない」と発言した。中部電力は、同年12月18日、規制庁との面談で、選定方法^①・^②を実施していたこと等をはじめて報告した。

規制委員会 には、審査で 電力の不正 を見破る能 力はない

- 今回の不正が、社内の通報システムでも、規制委員会の審査でも是正されなかったことは、極めて深刻な問題である。
- **規制委員会には、電力提出資料に不正があることを見抜く力はない。**
- もとデータを提出させて、規制委員会がクロスチェックするような審査話されていない。
- 再稼働している原発、審査中の東海第二原発の規制審査の過程でも、深刻な不正が行われていた可能性は高い。
- 最近の原発再稼働をめぐる司法判断では、規制委員会の専門的な裁量判断に依拠して、原告側の指摘を一刀両断にして切り捨ててしまうようなケースが、続いている。しかし、今回の不正とこれを自力で見抜くことができなかった原子力規制行政に対する国民の信頼は根底から崩れており、司法もこれを合理的だとしてそのまま受け入れてはならない。

不正を反省していない中部電力

- にもかかわらず、9月14日の記者会見で林社長は、設置変更許可の申請を取り下げるとしながら、再稼働は絶対にあきらめないとし、変更許可の再申請を行うことを明言した。
- つまり、死んだふりで行政処分を逃れ、ほとぼりが覚めたら、また再申請を行い、再稼働を目指すというのだ。
- こんな茶番を許してはならない。
- 経営の観点からも、中部電力は、いまこそ廃炉の決断をしなければならない！
- 我々は、東京高裁に、本件の中身について正面から判断し、反省のない中部電力の再稼働再申請にノーのレッドカードを突き付ける判決を求めていく。！

浜岡原発のデータ不正受け、運転差し止め訴訟に異例の展開
今後の対応問われた中部電力側は即答できず

- 中部電力浜岡原発の耐震データ不正問題に伴う運転差し止め訴訟の控訴審で、東京高裁三木素子裁判長は、9月16日の非公開協議で、新規制基準申請の不正発覚により「**従来の中部電力側の規制委員会における審査で浜岡原発の安全性を立証していくという主張の維持は困難ではないか**」との認識を示し、「**今後どのようにして、安全性を立証するつもりか**」と中部電力代理人に質問した。
- 中部電力の代理人は、即答することができず、今後の主張立証の方針を立てることすらできないことがあきらかである。
- 私は、原告弁護団として、会見で、裁判所の判断を評価し、廃炉を求める訴えも視野に入れる考えを表明した。

第9 福島原発事 故の悲劇を 繰り返さない ために

福島第一原発
事故の状況

原子力発電所の事故状況



東京電力福島第一原子力発電所3号機（空撮）
（2011年3月16日撮影、東京電力提供）

原発を巡る司法判断の危機に立ち向かい、何ものかに疎んでしまっている裁判官を説得し、勇気づける裁判闘争を組み立てよう

- ・ 原発事故が地域コミュニティを破壊してしまう深層を明らかにする。

原子力技術の制御の困難さを裁判所にわかりやすく説く。

いつどのような自然災害が起きるかわからない、そして、ごくまれな災害にも原発は対応しなければならないことをとく。

人口が集中している地域や避難困難な地理条件のサイトについては避難計画の未確立を引き続き重大な争点としていく。

東北日本太平洋沖、熊本地震、能登半島地震の連続は、日本全土が1000年に一度の大地殻変動期に突入し、想定をはるかに超える地震、火山爆発の危機が高まっている、原告勝訴のための立証が必要な事項ではないが、深刻な自然災害に起因する原発事故の危険性がかつてなく高まっていること正面から立証し、原発の稼働を認めることが未来の日本国民に対する深刻な犯罪であることを指摘していく。

原発の発電法としての優位性は完全に崩れており、再稼働をしなくても、エネルギーの需給には何ら支障がないことを論証していく。

公害被害者は
救済しなければ
ならない

このような被害
を繰り返しては
ならない

- 能登半島地震・熊本地震は改めて原発サイト周辺住民の再稼働反対の声を強めている。
- 私たちの主張の正当性に確信を持ち、何ものかにひるんで行政・電力会社への追従に走る裁判所の覚醒、勇気を引き出すために力を傾けよう。
- 日本の未来を見据え、原発事故の責任を明らかにし、次なる過酷事故の引き金になりかねない原発再稼働を止める判断を日本の裁判官に求め続けていく。